

～最高責任者としての自覚と責任の強化～

教職員への指導・啓発のあり方

- 教職員が職責を自覚し、自己研鑽できる職場環境の構築に努める。
- 教職員の使命感・倫理意識を高める。
- 社会の変化や教育改革に対応できる教職員の育成に努める。

不適切な行為の防止

【人権侵害の防止】

- ・児童生徒の人権に配慮した言動となるよう指導する。
- ・職権や立場を用いて行うパワハラ等の防止に努める。

【体罰の根絶】

- ・絶対に許されない行為であることを具体的・継続的に指導する。

【性的問題の未然防止】

- ・勤務時間の内外を問わず、わいせつ行為、セクハラ等の防止に向けて、きめ細かに指導する。

交通違反・事故の防止

【飲酒運転の根絶】

- ・飲酒後は車両の運転を絶対しないよう指導する。
- ・翌朝までアルコールが残り、飲酒・酒気帯び運転となることがないように指導する。

【速度違反・交通事故の根絶】

- ・交通違反や事故を回避できるように、時間的・精神的な余裕を持った運転を行い、交通ルールを遵守するよう日常的に指導する。

心身の健康保持

【良好な職場環境とメンタルヘルス保持】

- ・職場の良好な人間関係をつくる。
- ・職場のストレス要因の軽減・除去に努める。
- ・心が不健康な状態になったときの言動を理解し、教職員の変化の早期発見・対応に努める。
(例：遅刻や早退が多い、仕事が手につかないなど)
- ・多忙化解消、ワーク・ライフ・バランスの確立を図る。

SNS等の適正利用

【携帯電話、スマートフォン等の情報端末の適正利用】

- ・情報端末の適正利用に関する研修を積極的に行う。
- ・保護者や児童生徒との個人的なメール等のやり取りについては絶対にしないなど、適正利用を徹底する。
- ・教職員の個人的なSNS等の利用については、教育公務員としての自覚に基づいた運用をするよう指導・助言する。

いじめ問題（重大事態）発生時の対応

【問題の発生】

1 重大事態の発生を報告

- ・生命、心身等に重大な被害が生じた疑い等

【対応】

- 正確・迅速な情報収集
- いじめの事実確認
- 教育委員会に報告

2 教育委員会が調査の主体を判断

＜学校が調査主体の場合＞ ※教育委員会の指導

- | | |
|------------|------------------------------|
| ①調査組織の設置 | ○第三者の選定
(専門的知識を有し、利害関係なし) |
| ②事実関係の調査 | ○客観的な事実関係の明確化
(迅速な調査) |
| ③保護者への情報提供 | ○適切な情報の提供
(個人情報に配慮) |
| ④教育委員会への報告 | ○保護者の所見の添付
(保護者の希望がある場合) |

⑤調査結果を踏まえた措置

＜教育委員会が主体の場合＞ ※調査への協力

学校の危機管理

【いじめの未然防止】

- ・「いじめ防止基本方針」を随時見直し、教職員研修の充実を図り、いじめをさせない、許さない学校づくりに努める。
- ・いじめや暴力行為等を早期発見・対応できる体制づくりに努める。
- ・人権尊重の精神に基づき、児童生徒の主体的ないじめ防止活動を重視した学校づくりに努める。

【児童生徒の安全確保】

- ・日常の指導態勢・緊急時の指導體制を整える。
- ・防災教育の充実と防災マニュアルの理解、緊急時対応の徹底を図る。
- ・家庭や地域、警察等の関係機関と連携・協力する。

【施設・設備等の安全管理】

- ・定期・適時点検を実施して事故防止の徹底を図る。

【公簿・金銭等の指導・管理】

- ・公簿、学校備品、公金や私金の管理等の意識を高める。
- ・公簿、公金の適切な処理・管理の徹底を図る。

【個人情報、電子情報の管理、著作権の取扱い】

- ・個人情報に関するガイドライン、個人情報保護のためのチェックリスト等を作成し教職員の意識を高める。
- ・個人情報の適正な取扱いについて、共通実践を図る。
- ・著作権の適正な取扱いについて、共通理解を図り、共通実践を行う。

【薬品や危険物等の管理】

- ・薬品や危険物等の適切な保管・管理・廃棄について指導する。

日常の人事管理

- ・校内倫理（服務規律）委員会、規律確保行動計画の活用
- ・勤務状況の把握と指導
- ・授業や人間関係に係る実態把握と助言
- ・健康状況、家庭状況の把握と助言
- ・保護者、地域等との信頼関係を築くための指導・助言